資料６

令和２年度　福祉のまちづくり推進事業の報告について

１　福祉のまちづくり条例推進事業

(1)　横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（２回）

・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（３回）

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設編〕の改正

小規模建築物における施設整備基準の検討

・横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催（４回）

令和３年３月に福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針である横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和３年度～令和７年度）、通称：ふくまちガイドを策定しました。

ふくまちガイド、ふくまちガイド（実践編）の表紙画像

(2)　条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

参考、令和２年度協議件数　終了件数569件うち適合件数150件、約26％適合

(3)　福祉のまちづくり普及啓発

ア　新採用職員研修の実施、総務局主催

横浜市職員として市民と接する上で必要な福祉の視点を養うことを目的に実施。

日時、令和２年４月１日水曜日

テーマ　インクルーシブなまちづくり

講師　小泉 暁美　氏（特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会）

萩原 昌子（横浜市健康福祉局障害施策推進課）

受講者：新卒・社会人・技能職員採用、約800人

イ　福祉教育

子ども用啓発リーフレットの配布（７月中旬）

「さぁ、行動しよう！福祉のまちづくり」の増刷、約37,000部

市内全小学校４年生に、授業等での活用事例集と合わせて配布、総合学習などに活用。

ウ　福祉のまちづくり研修の実施

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いす体験や白杖を用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施。

開催概要

日時、１日目、令和２年10月28日水曜日、９時15分～17時15分、２日目、令和２年10月29日木曜日、９時15分～17時15分

会場、産業貿易センターB102会議室他

受講者、合計37名、１日目18名、２日目19名

受講者内訳、本市職員35名うち事務14名、建築８名、土木５名、造園６名、農業１名、機械１名　　　　　　　　　　　　　その他市内の建築関係者２名

内容

TOTO株式会社によるトイレセミナー

障害当事者講話、内部障害（オストメイト）、視覚障害

車いす体験、白杖を用いたフィールドワーク

整備事例検討グループワーク

当日の様子の写真３点

講義中、車いす体験、事例検討

エ　福祉のまちづくり研修会

当事者の視点を踏まえたバリアフリーなまちづくり

神奈川県主催、共催、横浜市、川崎市

横浜市、川崎市を含む神奈川県下の建築関係者を対象に、福祉のまちづくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の理解を深めることを目的に実施。

オンラインによる限定公開により開催、令和３年３月１日から令和３年３月３日

開催概要

日時、オンラインにより開催、公開期間：令和３年３月１日月曜日から令和３年３月３日水曜日

参加者、建築関係者（建築士等）、行政職員等

参加者数93名（建築関係者46名、行政職員47名）

講演内容、講師

当事者目線のバリアフリー設計

講師、吉田 紗栄子　氏　（特定非営利活動法人高齢社会の住まいをつくる会 理事長、ケアリングデザイン一級建築士事務所 代表）

障害当事者の日常生活からみえるバリアと求められる配慮

講師、小野 和佳氏（自立生活センター、自立の魂、略してじりたま！）

色覚の多様性とカラーバリアフリーの実践

講師、田中 陽介氏（特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構副理事長）

２　高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助する。

令和２年度補助台数10台

参考、市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率

平成29年度、保有台数2046台、導入率72.5パーセント

平成30年度、保有台数2032台、導入率74.5パーセント

令和元年度、保有台数2041台、導入率77.6パーセント

令和２年度、保有台数1992台、導入率79.2パーセント

３　鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助する。

令和２年度は新規の補助は行っていません。